

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和3年12月28日
【発行者の名称】	株式会社Q L Sホールディングス (Q L S H o l d i n g s C o . , L t d)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 雨田 武史
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
【電話番号】	(06)6575-9845 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 豊田 尚孝
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社Q L Sホールディングス https://qlshd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第2期中間期	第3期中間期	第4期中間期	第2期	第3期
会計期間	自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日	自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日	自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高 (千円)	1,827,011	2,074,654	2,702,639	3,722,342	4,468,617
経常利益又は経常損失(△) (千円)	6,571	△65,575	163,609	71,282	55,985
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△8,443	△53,990	112,418	26,556	△164,242
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△8,443	△53,990	112,418	26,556	△164,242
純資産額 (千円)	655,093	636,103	638,270	690,094	525,852
総資産額 (千円)	2,480,564	3,224,680	3,675,015	3,017,940	4,202,870
1株当たり純資産額 (円)	325.18	315.75	316.83	342.55	261.03
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△4.19	△26.80	55.80	13.18	△81.53
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.4	19.7	17.4	22.9	12.5
自己資本利益率 (%)	△1.3	△8.1	19.3	3.9	△27.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	106.2	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	486,723	697,991	1,345,565	244,777	610,070
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△402,896	△654,897	△605,330	△824,556	△1,518,789
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△52,812	244,925	△543,938	372,265	1,029,064
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,077,342	1,126,834	1,155,456	838,814	959,159
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	347 (419)	463 (492)	557 (597)	375 (454)	490 (543)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第2期及び第4期中間期は潜在株式が存在しないため、また、第2期中間期、第3期中間期及び第3期は1株当たり中間(当期)純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第2期中間期は当社株式が非上場であるため、第3期中間期及び第3期は当社株式の売買実績がなく株価が把握できず、また1株当たり中間（当期）純損失であるため、第4期中間期は当社株式の売買実績がなく株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は、年間平均人員（中間期については中間連結会計期間の平均人員）を（ ）外数で記載しております。
5. 連結財務諸表、及び中間連結会計期間中の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
保育事業	410（193）
介護福祉事業	113（228）
人材派遣事業	9（147）
報告セグメント計	532（568）
その他事業	7（28）
全社（共通）	18（1）
合計	557（597）

（注）1．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

令和3年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14	31.0	3.08	3,295

（注）1．従業員数は、就業人員であります。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は持株会社であり、当社の従業員は「全社（共通）」に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、人手不足による人件費や物流費の上昇や世界的な貿易摩擦問題、また、新型コロナウイルス感染症が終息の兆しを見せず、政府による度重なる緊急事態宣言の発令に伴う外出の自粛や催事開催制限、感染再拡大の懸念から、先行き不透明な状況が依然として続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては、大井町第2保育園、小石川保育園、天六保育園、東池袋保育園、丸の内保育園、北区王子保育園の6施設の運営が始まったことにより、売上高は1,919,466千円（前年同期比37.2%増）となり、セグメント利益は485,928千円（前年同期比107.7%増）となりました。

介護福祉事業においては、既存の居宅介護支援や訪問介護、放課後等デイサービスが堅調に推移しましたが、人件費が増加したことにより、売上高は423,455千円（前年同期比19.0%増）となり、セグメント利益は25,396千円（前年同期比4.8%減）となりました。

人材派遣事業においては、主力である大手自動車メーカーへの派遣業務が新型コロナウイルス感染症の影響による低迷から抜け出したものの、営業人員の増加により販売費及び一般管理費が増加したことにより、売上高は309,628千円（前年同期比4.8%増）となり、セグメント利益は2,985千円（前年同期比78.9%減）となりました。

その他事業においては、業務請負による通信機器の販売が好調であり、売上高は85,138千円（前年同期比250.7%増）、セグメント利益は9,053千円（前年同期は1,126千円のセグメント損失）となりました。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の売上高は2,702,639千円（前年同期比30.3%増）、営業利益は195,327千円（前年同期比194.2%増）、経常利益は163,609千円（前年同期は65,575千円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純利益は112,418千円（前年同期は53,990千円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ196,296千円増加し、1,155,456千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間と比べ647,573千円収入が増加し、1,345,565千円の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益163,717千円、賞与引当金の増加額70,480千円、整備補助金の受取額873,861千円、未払金の増加額143,385千円、未収入金の減少額129,998千円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額125,859千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間と比べ49,566千円支出が減少し、605,330千円の支出となりました。収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入10,001千円であり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出569,624千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、543,938千円の支出（前年同期は244,925千円の収入）となりました。収入の内訳は、短期借入れによる収入143,713千円、長期借入れによる収入751,000千円であり、支出の内訳は、短期借入金の返済による支出1,167,485千円、長期借入金の返済による支出226,166千円、社債の償還による支出45,000千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	前年同期比 (%)
保育事業 (千円)	1,919,466	137.2
介護福祉事業 (千円)	423,455	119.0
人材派遣事業 (千円)	309,628	104.8
報告セグメント計 (千円)	2,652,551	129.4
その他事業 (千円)	85,138	206.3
合計 (千円)	2,737,689	130.3

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
東京都	792,212	38.2	1,146,786	42.4
大阪市	254,496	12.3	304,630	11.3
横浜市	227,689	11.0	238,698	8.8

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または令和3年6月30日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社が上場会社となった後に、その連結会計年度の末日に、債務超過の状態である場合(上場後3年間に終了する連結会計年度において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合(但し、当社が同社に対して同社が合理的に満足する再建計画を開示した場合を除く。)

④ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

⑤ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、ロ：会社分割による非上場会社からの事業の継承、ハ：非上場会社からの事業の譲受け、ニ：会社分割による他への事業の継承、ホ：他の者への事業の譲渡、ヘ：非上場会社との業務上の提携、ト：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、チ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからトまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合において、当該上場会社が実質的な存続会社でないと同社が認めたとき

⑥ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当増資により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式などの転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑦ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑧ 虚偽記載又は不適正意見など次のイ又はロに該当する場合

イ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

ロ 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑨ 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑩ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑪ 株式の譲渡制限

当社が当社株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑫ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合で、かつ、株主及び投資家の利益を侵害する恐れが大きいと当社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合

⑮ 全部取得

当社が当社株式の全部を取得する場合

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑰ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ527,855千円減少し、3,675,015千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べ827,616千円減少し、1,934,456千円となりました。これは主に、未収入金の減少1,003,859千円、未収還付消費税の減少19,266千円によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ299,761千円増加し、1,740,558千円となりました。これは主に、有形固定資産の増加292,866千円によるものであります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末に比べ640,273千円減少し、3,036,744千円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ996,453千円減少し、1,397,408千円となりました。これは主に、短期借入金の減少1,023,772千円、未払金の減少111,824千円、未払法人税等の減少58,631千円によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ356,179千円増加し、1,639,336千円となりました。これは主に、認可保育所等の新規開設に伴う設備投資のため、長期借入金が422,806千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ112,418千円増加し、638,270千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益112,418千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものはありません。

(2) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (令和3年9月30日)	公表日現在発行数(株) (令和3年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,058,240	6,043,680	2,014,560	2,014,560	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,058,240	6,043,680	2,014,560	2,014,560	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	—	2,014,560	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
雨田 武史	大阪市福島区	2,014,460	99.9
株式会社エンタープライズ	東京都台東区東上野2丁目15-11	100	0.0
計	—	2,014,560	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,014,500	20,145	権利内容に何ら限定のない、 当社株式であり、単元株式数 は100株であります。
単元未満株式	普通株式 60	—	—
発行済株式総数	2,014,560	—	—
総株主の議決権	—	20,145	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 令和3年4月から9月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

令和3年6月30日付発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ ¹ 1,105,085	※ ¹ 1,294,082
受取手形	351	983
売掛金	566,861	571,222
貯蔵品	4,632	1,170
未収入金	1,004,116	257
その他	81,024	66,740
流動資産合計	2,762,072	1,934,456
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※ ¹ 、※ ³ 737,608	※ ¹ 、※ ³ 739,544
減価償却累計額	△234,275	△252,665
建物及び構築物（純額）	503,332	486,878
車両運搬具	3,869	4,584
減価償却累計額	△2,017	△2,852
車両運搬具（純額）	1,851	1,732
工具、器具及び備品	※ ³ 12,334	※ ³ 12,912
減価償却累計額	△4,852	△6,632
工具、器具及び備品（純額）	7,482	6,280
建設仮勘定	3,000	175,385
土地	※ ¹ 326,126	※ ¹ 464,383
有形固定資産合計	841,792	1,134,659
無形固定資産		
のれん	30,380	26,409
ソフトウェア	※ ³ 2,408	※ ³ 1,927
その他	254	254
無形固定資産合計	33,042	28,591
投資その他の資産		
繰延税金資産	189,523	205,453
その他	376,438	371,854
投資その他の資産合計	565,962	577,308
固定資産合計	1,440,797	1,740,558
資産合計	4,202,870	3,675,015

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,745	13,943
短期借入金	※1、※2 1,115,485	※2 91,713
1年内償還予定の社債	90,000	90,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 393,625	※1 495,653
未払金	500,649	388,824
未払法人税等	125,818	67,187
賞与引当金	4,219	74,700
その他	153,318	175,386
流動負債合計	2,393,861	1,397,408
固定負債		
社債	240,000	195,000
長期借入金	※1、※4 960,844	※1、※4 1,383,650
退職給付に係る負債	9,675	14,917
その他	72,637	45,768
固定負債合計	1,283,156	1,639,336
負債合計	3,677,018	3,036,744
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	234,066	234,066
利益剰余金	261,785	374,203
株主資本合計	525,852	638,270
純資産合計	525,852	638,270
負債純資産合計	4,202,870	3,675,015

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	2,074,654	2,702,639
売上原価	1,744,175	2,201,073
売上総利益	330,479	501,566
販売費及び一般管理費	*1 264,084	*1 306,238
営業利益	66,395	195,327
営業外収益		
受取利息	13	8
受取配当金	9	14
還付加算金	656	—
補助金収入	—	5,084
貸倒引当金戻入額	464	—
解約返戻金	—	16,000
その他	1,228	8,064
営業外収益合計	2,371	29,170
営業外費用		
支払利息	8,873	13,766
社債発行費	2,917	—
支払手数料	17,067	12,768
開園前費用	102,363	32,691
その他	3,120	1,662
営業外費用合計	134,342	60,889
経常利益又は経常損失(△)	△65,575	163,609
特別利益		
整備補助金収入	199,054	—
保険金収入	943	—
固定資産売却益	—	*2 108
特別利益合計	199,997	108
特別損失		
固定資産圧縮損	199,054	—
特別損失合計	199,054	—
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△64,631	163,717
法人税、住民税及び事業税	94,574	67,228
法人税等調整額	△105,216	△15,929
法人税等合計	△10,641	51,299
中間純利益又は中間純損失(△)	△53,990	112,418
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△53,990	112,418

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	△53,990	112,418
中間包括利益	△53,990	112,418
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△53,990	112,418
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	30,000	234,066	426,027	690,094	690,094
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)			△53,990	△53,990	△53,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				—	—
当中間期変動額合計	—	—	△53,990	△53,990	△53,990
当中間期末残高	30,000	234,066	372,037	636,103	636,103

当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	30,000	234,066	261,785	525,852	525,852
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			112,418	112,418	112,418
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				—	—
当中間期変動額合計	—	—	112,418	112,418	112,418
当中間期末残高	30,000	234,066	374,203	638,270	638,270

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△64,631	163,717
減価償却費	21,633	21,858
のれん償却額	4,258	3,970
固定資産圧縮損	199,054	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△464	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,827	70,480
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	920	5,242
整備補助金収入	△199,054	—
保険金収入	△943	—
固定資産売却益	—	△108
受取利息及び受取配当金	△22	△22
支払利息	8,873	13,766
社債発行費	2,917	—
売上債権の増減額(△は増加)	△60,029	△4,992
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,596	3,462
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,663	3,198
未収入金の増減額(△は増加)	71,538	129,998
未払金の増減額(△は減少)	154,378	143,385
その他	5,951	57,350
小計	136,291	611,307
利息及び配当金の受取額	18	19
利息の支払額	△8,873	△13,766
法人税等の支払額	△8,444	△125,859
法人税等の還付額	64,607	3
整備補助金の受取額	513,447	873,861
保険金の受取額	943	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	697,991	1,345,565
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,505	△2,901
定期預金の払戻による収入	71,000	10,001
事業譲受による支出	△22,727	—
有形固定資産の取得による支出	△689,965	△569,624
その他	△6,699	△42,805
投資活動によるキャッシュ・フロー	△654,897	△605,330

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	332,550	143,713
短期借入金の返済による支出	△550,268	△1,167,485
長期借入れによる収入	662,121	751,000
長期借入金の返済による支出	△256,560	△226,166
社債の発行による収入	97,082	—
社債の償還による支出	△40,000	△45,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	244,925	△543,938
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	288,020	196,296
現金及び現金同等物の期首残高	838,814	959,159
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,126,834	※ 1,155,456

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社クオリス

株式会社エルサーブ

株式会社ダウイン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～34年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次のとお

りであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の中間連結会計期間に一括して費用処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5 年間の定額法により償却しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合にのみ金利スワップ及びヘッジ会計を行い、特例処理を採用しております。

(9) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は長期前払消費税（投資その他の資産のその他）とし、5 年間で償却を行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

利益剰余金の当期首残高と、当中間連結財務諸表の損益に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形」「売掛金」としてそれぞれ表示することとし、前連結会計年度についても新たな表示方法により組替えを行っております。

なお、「契約資産」に該当する資産はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44－2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしたし

ました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

（追加情報）

（退職給付に係る負債）

当社の連結子会社の一部において、当中間連結会計期間より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加によりその算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算を適正化するために行ったものであります。

なお、当中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※1 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
現金及び預金（定期預金）	15,000千円	15,001千円
建物及び構築物	103,389	161,999
土地	326,126	464,383
計	444,515千円	641,385千円

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
短期借入金	275,475千円	—千円
1年内返済予定の長期借入金	87,839	103,081
長期借入金	365,624	536,632
計	728,938千円	639,713千円

※2 当社連結子会社である㈱クオリスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,202,285千円	1,270,000千円
借入実行残高	1,115,485	91,713
差引額	86,800千円	1,178,287千円

※3 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
建物及び構築物	2,849,553千円	2,849,553千円
工具、器具及び備品	7,291	7,291
ソフトウェア	22,075	22,075
計	2,878,920千円	2,878,920千円

※4 財務制限条項

長期借入金のうち、当社連結子会社である㈱クオリスが締結した金銭消費貸借契約（前連結会計年度末借入残高 243,785 千円、当中間連結会計期間末残高 193,475 千円）について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

- ①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年比 80%以上に維持すること。
- ②各決算期の単体の損益計算書に示される経常損益を 2 期連続して損失としないこと。
- ③分割実効確約期間終了日の翌日以降、毎年 3 月末日及び 9 月末日において、直近 6 か月間の借入人が貸付人生野支店に有する預金口座（普通預金または当座預金）への売上金その他の金銭（他行からの付替資金を含む）の月平均入金額を 30 百万円以上に維持すること。
- ④分割実効確約期間終了日に翌日以降、毎年 3 月末日を基準日として、第 1 条（36）に定める認可保育園 16 施設の在籍園児を 16 施設平均して定員の 70%以上に維持すること。

また、別途、当中間連結会計期間末残高 161,498 千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

- ①各決算期の単体の損益計算書に示される経常損益について 2 期連続して損失としないこと。
- ②各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年比 75%以上に維持すること。

（中間連結損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
役員報酬	33,390 千円	44,664 千円
給料手当	49,034	61,043
退職給付費用	105	377
租税公課	56,779	73,917

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
車両運搬具	－千円	108 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,014,560	—	—	2,014,560

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,014,560	—	—	2,014,560

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金	1,240,055千円	1,294,082千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△113,220	△138,625
現金及び現金同等物	1,126,834千円	1,155,456千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債（※1）	330,000	329,139	△860
長期借入金（※2）	1,354,469	1,354,143	△325
負債計	1,684,469	1,683,283	△1,185

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債（※1）	285,000	284,449	△550
長期借入金（※2）	1,879,303	1,879,039	△263
負債計	2,164,303	2,163,489	△813

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）以下の金融商品については、現金であること及びすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

資 産

現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金

負 債

買掛金、短期借入金、未払金

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価 (千円)
	レベル2
社債	284,449
長期借入金	1,879,039
計	2,163,489

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金

契約毎に分類した元利金の合計額を、新規に同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループでは、事務所などの不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃借契約開始からの見込退去年数である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当中間連結会計期間の負担に属する金額は134千円であり、当中間連結会計期間末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は938千円であります。なお、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

収益は主に、保育、介護福祉、人材派遣の各サービスを提供したことによる収益であり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権	571,222 千円

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業部を置き、事業部ごとに取り扱うサービスについて事業活動を行っております。当社グループは、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「保育事業」、「介護福祉事業」及び「人材派遣事業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 4
	保育事業	介護福祉 事業	人材派遣 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,398,971	355,991	295,416	2,050,379	24,275	2,074,654	—	2,074,654
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	275	275	—	275	△275	—
計	1,398,971	355,991	295,692	2,050,655	24,275	2,074,930	△275	2,074,654
セグメント利益又は損失 (△)	233,910	26,674	14,145	274,730	△1,126	273,604	△207,209	66,395
セグメント資産	2,093,314	257,920	280,584	2,631,819	5,263	2,637,082	587,597	3,224,680
その他の項目								
減価償却費	20,240	946	74	21,261	35	21,296	337	21,633
のれんの償却額	—	3,861	—	3,861	397	4,258	—	4,258
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	262,557	29,771	—	292,329	—	292,329	7,547	299,877

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△207,209千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△207,209千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額587,597千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産587,597千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

4. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 4
	保育事業	介護福祉 事業	人材派遣 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,919,466	423,455	309,628	2,652,551	85,138	2,737,689	△35,049	2,702,639
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	2,012	2,012	—	2,012	△2,012	—
計	1,919,466	423,455	311,641	2,654,563	85,138	2,739,702	△37,062	2,702,639
セグメント利益	485,928	25,396	2,985	514,309	9,053	523,363	△328,035	195,327
セグメント資産	2,079,875	229,404	171,553	2,480,833	47,569	2,528,403	1,146,611	3,675,015
その他の項目								
減価償却費	19,376	1,228	74	20,679	—	20,679	1,179	21,858
のれんの償却額	—	3,573	—	3,573	397	3,970	—	3,970
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	311,429	2,425	—	313,855	—	313,855	559	314,414

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△328,035千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△328,035千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額1,146,611千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産1,146,611千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
東京都	792,212	保育事業
大阪市	254,496	保育事業
横浜市	227,689	保育事業

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
東京都	1,146,786	保育事業
大阪市	304,630	保育事業
横浜市	238,698	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計	その他(注)	合計
当中間期末残高	—	37,904	—	37,904	2,582	40,486

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計	その他(注)	合計
当中間期末残高	—	24,621	—	24,621	1,787	26,409

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1 株当たり純資産額	261 円 03 銭	316 円 83 銭

1 株当たり中間純利益又は1 株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1 株当たり中間純利益又は1 株当たり中間純損失(△)	△26 円 80 銭	55 円 80 銭
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△53,990	112,418
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△53,990	112,418
普通株式の期中平均株式数(株)	2,014,560	2,014,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり 中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月28日

株式会社Q L S ホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Q L S ホールディングスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Q L S ホールディングス及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上